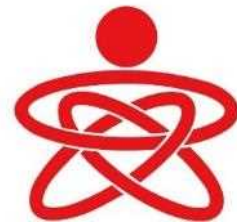


文化財保護法改正の概要について



文 化 庁
平成30年7月

審議等の経過

【文化審議会での検討】

平成29年6月1日 文化審議会文化財分科会企画調査会において審議開始
(11月までに全14回の審議を実施)

平成29年8月31日 「中間まとめ」公表

平成29年12月8日 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)

これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要

【文化財保護法の改正】

平成30年3月6日 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定。国会へ提出。

6月1日 成立

6月8日 公布

平成31年4月1日 改正法の施行期日

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる 【第183条の2第1項】
- ② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進 【第183条の5、第184条の2】
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる 【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる 【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、**許可を届出とするなど手続きを弾力化** 【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】
- ・美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る 【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする 【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村**にも置くことができることとする 【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等 【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

【地教行法第23条第1項】

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする

成立 平成30年6月1日

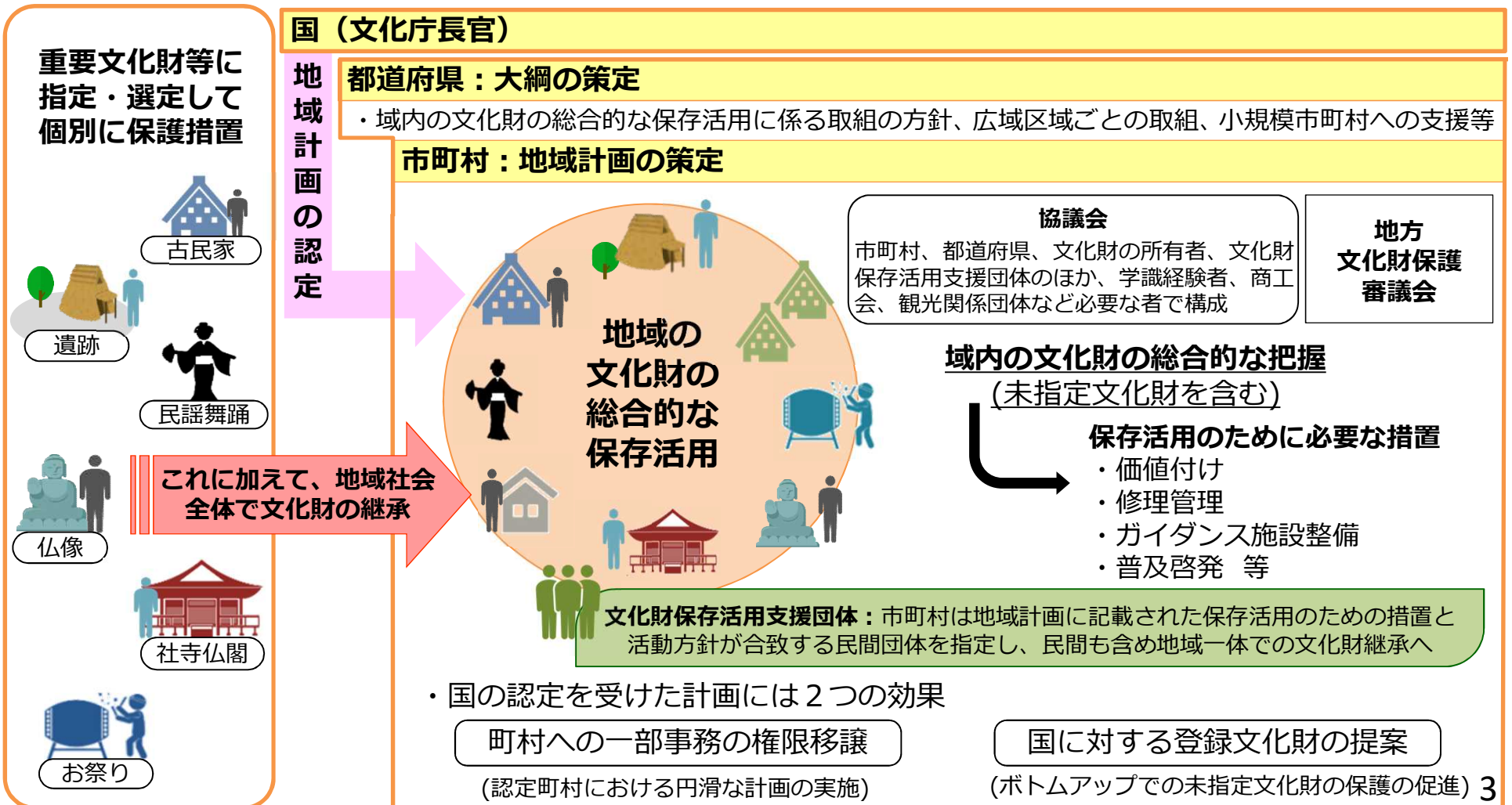
公布 平成30年6月8日

施行期日 平成31年4月1日

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

①地域における文化財の総合的な保存・活用



②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」
保存活用計画

「〇〇図屏風」
保存活用計画

「〇〇城跡」
保存活用計画

等

【計画の認定を受けることによる効果】

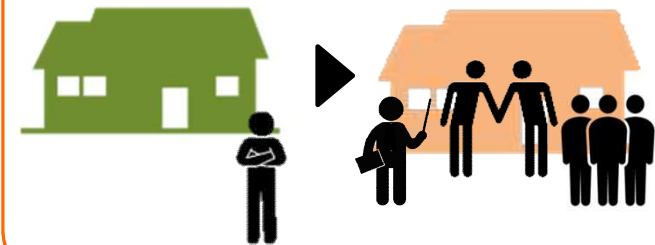
- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組

所有者の取組を積極的にサポート



③地方文化財行政の推進力強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする
- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

国の指針

- **国は、地方公共団体や所有者等が大綱・計画等を作成する際の参考となるよう、基本的な考え方や記載事項等を示した運用の手引きとなる指針を作成する。**
- 作成に当たっては、文化審議会において専門的な観点からの検討を行う。

○文化審議会第一次答申における指針に関する主な記述

Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

ア. 国による指針等の策定等

国は、各地方公共団体において文化財の総合的な保存・活用に関する計画を策定する際の基本的な考え方について、指針等によって示すことが必要である。

ウ. 市町村による文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定

(ア) 地域計画への記載事項

(略) なお、**計画に記載すべき事項は引き続き整理した上で、国の指針等において示すことが適当である。**

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

ア. 個々の文化財の保存活用計画の作成

(イ) 計画作成主体等

保存活用計画には専門的・技術的な内容が含まれ、所有者だけでは作成が困難な場合も想定される。このため、**計画を円滑に作成することができるよう、国は、指針等を策定して基本的な考え方を示すとともに、個々の計画の作成への指導・助言に当たることが必要である。**

(キ) 類型別の保存活用計画に関する方向性

加えて、今後、**国においては、認定の基準や計画記載事項等について引き続き詳細を検討し、指針等の中でも分かりやすく考え方を示すことが求められる。**

① 「文化財保存活用大綱」について

文化財保存活用大綱①

○**都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる。**

○改正法（新設）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

○文化審議会答申

Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

イ. 都道府県による大綱的な方針・計画等の策定

都道府県は、都道府県としての文化財の指定等を行い、その保存・活用のための取組を自ら進めているほか、市町村に対し、広域的な観点から、当該市町村の実情に応じて指導・助言・援助を行うなど、積極的な役割を果たしている。市町村の境界を越えて広域的に捉えることが望ましい文化財の保存・活用においては、関係市町村の連携の促進や総合的な取組の推進等について、都道府県に期待される役割は大きい。

このような状況を踏まえ、都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定することができることとし、後述の地域計画の策定においても都道府県の大綱を踏まえることが有効である。

文化財保存活用大綱②

○改正法のポイント

- 都道府県は大綱に基づき、域内全体の基本的な考え方や方針の提示、防災など複数の市町村にまたがる取組、小規模市町村への支援など、広域的かつきめ細かな取組が期待されます。
- 大綱に記載することが有効な事項などについて、国の運用上の指針にも盛り込むことを予定しています。

<大綱に盛り込まれ得る事項（例）>

※イメージであり詳細は今後検討

- 域内の文化財の保存・活用に関する考え方・取組の方針
- 地域計画を作成しようとする市町村に対する支援の方針
- 複数市町村にまたがる広域的な連携方策（防災、観光、教育など）
- 都道府県が実施主体となる文化財に係る事業計画（普及啓発、人材育成など）等

文化財保存活用大綱③

○都道府県の大綱が策定された場合、

① **市町村**は、文化財保存活用地域計画の作成に際して**大綱を勘案**

② 所有者・管理団体等が作成する**個別の文化財の保存活用計画**についても、計画認定時に国が大綱との整合を確認することとしています。

○**先行的**に文化財に係る指針等を都道府県レベルで作成している事例もあります

<先行的な取組の効果>

- 一部の県では、域内全体の文化財保護に係る指針等を作成・実施
- 県レベルの指針を定めることで、**文化財類型ごと**や、防災・普及啓発・人材育成など**事業内容ごとに県全体の取組の方向性が明確**となり、**市町村との連携が円滑**に

(事例)

: 愛知県文化財保護指針、兵庫県歴史文化遺産活用ガイドライン、福岡県文化財保護基本指針 等

② 「文化財保存活用地域計画」について

文化財保存活用地域計画①

○ポイント

- ・ 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

○改正法（新設）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

≪文化審議会答申より（抜粋）≫

～（前略）このためには、国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。

歴史文化基本構想を、“構想”にとどまらず、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる“マスタープラン”として発展させ、国・都道府県・市町村間の連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の主体的参加や協力も得ながら、地域社会全体で、未指定も含めた多様な文化財を次世代へ確実に継承していくことが必要である。

文化財保存活用地域計画②（記載事項）

○計画への必要的記載事項は、

- ① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する**基本的な方針**
- ② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために**当該市町村が講ずる措置の内容**
- ③ 当該市町村の区域における**文化財を把握するための調査に関する事項**
- ④ **計画期間**
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項

- ・ 地域計画の記載事項などについての詳細は今後**国の運用上の指針等でも解説**する予定

○改正法（新設）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3（略）

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項

【参考】計画への記載事項

文化審議会答申より（詳細は今後、指針等の中で検討）

- 域内に所在する文化財の把握調査
- 域内に所在する文化財の現状・特性・課題
- 地域の歴史や文化等の特徴等の整理
- 当該市町村における計画の位置付け（当該市町村の総合計画など他の行政計画との関係性）
- 計画期間
- 文化財を核として地域が取り組むべき方向性
- 文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針
- 保存・活用のために必要な措置
 - 調査の実施や防災・防犯対策
 - 目録やデータベース等の管理
 - 現状変更の制限等の保護措置や諸手続
 - 文化財の修理・整備等
 - 所有者への支援
 - 学校教育・社会教育に関する取組
 - 普及啓発・地域振興など活用に関する方針 等
- 教育・景観まちづくり・地域振興・観光・地域防災など文化財と関連の深い分野との連携
- 災害発生時の対応方針
- 計画の推進体制や人材育成，博物館等との連携など

文化財保存活用地域計画③（協議会・策定手続き）

- 計画の作成・変更や計画の実施に係る連絡調整のための協議会を組織できる
 - **協議会を置く場合の構成員**は、
 - 市町村・都道府県・文化財保存活用支援団体（ここまでが必要的構成員）
 - 市町村の判断で、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体などの必要と認める者
- 計画作成に当たり、あらかじめ、
 - ①公聴会の開催など住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努める
 - ②地方文化財保護審議会の意見聴取
 - ③協議会を組織している場合は協議会の意見聴取 が必要となる

○改正法（協議会関係）

（協議会）

第183条の9 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第192条の2第1項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

文化財保存活用地域計画④（認定効果）

○国による認定の基準は、

- ① 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

○計画についての国の認定を受けた場合の特例として

- a) **国の登録文化財とすべき物件を提案できる**こととし、未指定文化財の保護を促進
- b) **現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部**について、都道府県・市のみならず**認定町村でも行うことを可能**とし、計画の円滑な実施を促進
(⇒次頁へ)

○改正法（国の認定を受けた場合の効果関係）

（文化財の登録の提案）

第183条の5 認定市町村の教育委員会は、第183条の3第5項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。第183条の7第1項及び第2項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第192条の6において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

第184条の2 前条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

文化財保存活用地域計画⑤（認定効果）

☑ 文化財保存活用地域計画が国の認定を受けた場合の効果について

≪文化審議会答申より≫

a. 国に対する登録の提案

登録文化財の制度は、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置で指定制度を補完する位置付けであるが、元々は社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様の文化財を後世に幅広く継承するために制度化されたものである。今回の制度見直しでも、地域計画において総合把握された文化財の保存・活用のための措置が必要な場合、従来登録件数の特に多い建造物以外の分野も含め、登録文化財制度のより一層の活用が有効と考えられる。

このため、計画を認定された市町村は、当該計画に記載された未指定文化財のうち、地方指定を行うものを除き、国に対し、登録文化財とすべき旨を提案できることとする。

b. 必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例

国の認定を受けた地域計画の実施に当たっては、当該市町村が主体的に取組を進めやすい環境の整備が望まれることから、国の権限に属す事務の一部を地方で実施できることとすることが考えられる。

現在、国指定文化財に係る文化庁長官の権限の一部が、事務の性質に応じて地方公共団体に移譲されている。市への移譲については、指定都市・中核市までの移譲や全ての市までの移譲などと事務の性質に応じて分かれているが、町村には移譲されていない。このような仕組みは、地方公共団体の事務体制に配慮したものであるが、大規模な市町村でなくても、文化財保護に手厚く取り組んでいる地域もある。このため、地域計画を認定された市町村における事務体制が整備されていることを条件に、現在は権限の移譲先となっていない市町村も、当該市町村の意思により、計画期間中、当該事務を実施することができることとするのが適当である（手挙げ式の事務の実施の特例）。

③ 「文化財保存活用支援団体」について

文化財保存活用支援団体①

- **市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる。**

《文化審議会答申》

工. 民間の推進主体となる団体の位置付け

文化財については、これまでも、所有者や所有者を支える地域住民・文化財保存会など、多様な主体により継承が行われてきた。地域計画の実現に向けても、行政だけで完結するのではなく、各地域で活動する多様な民間団体が共に計画の推進主体となり、地域が一体となって取り組んでいくことが大変有効である。このため、地域の文化財の調査研究、保存・活用などに係る民間の活動を積極的に位置付けた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組めるよう、市町村が、計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けることが適切である。

○改正法（新設）

（文化財保存活用支援団体の指定）

第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2～4（略）

（支援団体の業務）

第193条の3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

文化財保存活用支援団体②

- **支援団体が行き組む業務は次のとおり定められている**（第192条の3各号）。
 - ・ 区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。（第1号）
 - ・ 区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。（第2号）
 - ・ 文化財の所有者の求めに応じ、文化財の管理等の必要な措置につき委託を受けること。（第3号）
 - ・ 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。（第4号）
 - ・ その他、文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。（第5号）
- 市町村の監督等についても規定がある

<監督規定等>

文化財の保存に懸念が生じることのないよう、市町村の教育委員会等は支援団体に対し業務の報告をさせることや、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、支援団体としての指定を取り消すことができることとしている（第192条の4）。

<支援団体に指定された場合>

- ・ 支援団体は、市町村の教育委員会等に対し、地域計画の作成又は認定地域計画の変更を提案することができることとしている（第192条の6第1項）。
- ・ 認定市町村等に対して、認定地域計画の期間内に限り、当該市町村の区域内に存する文化財で、国の登録文化財として登録されることが適当であると考えるときは、認定市町村等に「文化財の登録の提案」をするよう要請することができることとしている（同条第2項）。

④個々の文化財の保存活用計画について

個別の文化財の保存活用計画①

○国指定等文化財の所有者・管理団体等は**保存活用計画を作成し国の認定を申請できる。**

【重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物にも同様に保存活用計画作成を導入】

«文化審議会答申（抜粋）»

個々の文化財について、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るため、現在も国が指定する重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している「保存活用計画」の作成を一層促進することが必要である。このため、保存活用計画を制度上明確に位置付け、国による計画の認定や地方公共団体による計画作成への支援等を明確にした上で、所有者等の主体的・計画的な取組を推進することが必要である。

保存活用計画作成による効果としては、保存・活用の考え方や所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などが分かりやすくなること、保存・活用のために必要な事項等が所有者等のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。

○改正法（新設）

（重要文化財保存活用計画の認定）

第53条の2 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 （略）

※重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物についても、同様に保存活用計画に関する規定を新設

個別の文化財の保存活用計画②（計画記載事項）

- 法律で規定する**必要的記載事項**は、①当該文化財の名称等、②当該文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、③計画期間、④その他文部科学省令で定める事項
- 記載事項の詳細については今後、運用上の指針等において定める予定。

「文化審議会答申（別添）」 個別の文化財の保存活用計画について（イメージ）

【重要文化財（建造物）】

1. 作成主体
 - ・所有者・管理団体が作成
2. 計画期間
 - ・おおむね10年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報等
 - ・文化財の保存活用の状況
 - ・保存管理の方針・計画（保護方針，管理・修理計画など）
 - ・環境保全の方針・計画
 - ・防災の方針・計画
 - ・活用の方針・計画
 - ・文化財保護に係る諸手続

【重要文化財（美術工芸品）】

1. 作成主体
 - ・所有者・管理団体が作成
2. 計画期間
 - ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報
 - ・保存環境（施設及び設備環境）
 - ・日常管理の状況（防災・防犯対策）
 - ・修理の履歴・計画及び留意事項
 - ・活用の履歴・計画及び留意事項
 - ・文化財保護に係る諸手続

【史跡名勝天然記念物】

1. 作成主体
 - ・所有者，管理団体が作成

※所有者がない若しくは地域の定めのない国指定等文化財（野生動物等）は計画を作成しないことも許容
2. 計画期間の考え方
 - ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報
 - ・保存管理活用の状況
 - ・保存管理活用の基本方針
 - ・整備方針
 - ・文化財保護に係る諸手続
 - ・史跡，名勝又は天然記念物の運営の体制

「文化審議会答申（別添）」 個別の文化財の保存活用計画について（イメージ）

【重要無形文化財（芸能）】

1. 作成主体
 - ・各認定保持者，総合認定の保持者の団体が作成
2. 計画期間
 - ・おおむね5年程度を想定して，個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報等
 - ・活動の実績
 - ・斯界(しかい)の現状
 - ・保存継承の計画（伝承者養成，研修発表会，資料の収集整理，原材料・用具の確保，普及教育活動，その他）

【重要無形文化財（工芸技術）】

1. 作成主体
 - ・各認定保持者又は保持団体・地方公共団体（都道府県，市町村）が作成
2. 計画期間
 - ・5年以上を想定して，個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報等
 - ・活動の実績
 - ・伝承の状況
 - ・保存継承の計画（伝承者養成，研修成果発表，資料の収集整理，原材料・用具の確保，普及教育活動，その他）

【重要有形民俗文化財】

1. 作成主体
 - ・所有者・管理団体が作成主体だが地方公共団体（都道府県・市町村）の主体的関与も必要
2. 計画期間
 - ・おおむね5年程度を想定して，個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報等
 - ・所有者の現状
 - ・保存の状況
 - ・保存活用の計画（修理・修復，保存環境の整備・維持，展示・公開・貸出，代替化（複製品の作成），防災・防犯，教育活用，普及・啓発・発信（伝承教室，講座の開催等），移管・所有者変更，地域活性化等に供する利活用，その他）

【重要無形民俗文化財】

1. 作成主体
 - ・保護団体並びに地方公共団体（都道府県・市町村）が作成
2. 計画期間
 - ・おおむね5年程度を想定して，個別の文化財ごとに設定
3. 計画記載事項
 - ・文化財の基本情報
 - ・保護団体の状況
 - ・伝承の状況
 - ・保存継承の計画（人材確保・養成，用具等の修理・新調・代替化，舞台等施設の維持・修理，防災・防犯・警備，現地公開，現地公開以外の公開機会の確保，普及・啓発・発信，地域支援・法人化整備等の仕組み作り，教育活用，再調査・再記録，地域活性化等に供する利活用，その他）

個別の文化財の保存活用計画③（認定効果：手続き弾力化）

○計画が国の認定を受けた場合の効果その①

- ・国指定等文化財の現状変更等には、その都度、国の許可等が必要だが、**認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化**

《文化審議会答申》

（オ）認定計画に基づく取組に関する法制上の措置

文化財保護法では有形の文化財について、特定の行為への制限を設け、当該行為については個別に許可・届出を要することとしている。文化財の修理・整備時や文化財の普及啓発を行う際に、このような各種制限との関係が生じ得るため、保存活用計画に記載される事項の中には各種手続を要するものが含まれる場合が多く想定される。

計画の認定プロセスにおいて国はその内容の適切性を確認することとなるため、計画の中で、今後の保存・活用の方針の記載にとどまらず、予定される行為について、具体的に、行為の内容や区域・区分等が特定されて記載されている場合、当該行為については、計画認定後に個別に要することとしている諸手続を弾力化することが適当である。

○改正法（手続きの弾力化関係）※納税猶予に係る特例は、「租税特別措置法」において規定

（現状変更等の許可の特例）

第53条の4 第53条の2第3項第1号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第153条第2項第6号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（修理の届出の特例）

第53条の5 第53条の2第3項第2号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条の2第1項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

個別の文化財の保存活用計画③（認定効果：手続き弾力化）

○現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に係る許可等について

	通常の手続き	計画に具体的に記載された行為について 当該計画が認定を受けた場合の特例
重要文化財	文化庁長官の許可	文化庁長官への 事後の届出
重要有形民俗文化財	文化庁長官への事前の届出	
史跡名勝天然記念物	文化庁長官の許可	

○現状変更に係る事前の届出について

	通常の手続き	計画に具体的に記載された行為について 当該計画が認定を受けた場合の特例
登録有形文化財	文化庁長官への事前の届出	文化庁長官への 事後の届出
登録有形民俗文化財		
登録記念物		

※行為の内容等が計画において特定されることが必要（指針等で詳細は定める）